

令和6年度第2回瑞浪市地域公共交通協議会 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和6年7月22日

3 協議期間

令和6年7月22日～8月2日

4 協議事項

（1）瑞浪市観光協会が運行する観光デマンド交通の運行内容（運賃以外）について

5 協議結果

承認 19名

不承認 0名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。